令和　　年　　月　　日

　室蘭市長　青　山　　剛　様

住所

会社名　　　　　　　　　　　㊞

代表者氏名

　　　令和６年度予算に係る工事請負契約における前払金の使途に係る特例の取扱

に基づく協議について

　令和　　年　　月　　日付けで契約締結した次の工事について、前払金の使途に係る特例を工事請負契約書第59条の規定により協議します。

記

　工 事 名 称：

※令和６年度予算に係る工事請負契約における前払金の使途について

１　特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成２８年４月１日から令和７年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに払出しが行われるものとする。

２　特例措置の対象となる前払金の使途の範囲及び上限

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の１００分の２５とする。